

## 定 款

特定非営利活動法人シルク・ドゥ・ひみつきち

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人シルク・ドゥ・ひみつきちと称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県伊勢崎市に置く。

### (目的)

第3条 重い病気と向き合っている子どもたちに、現代サーカスを中心とした芸術活動を通じて、未知の世界を体感する機会を提供することで、彼らの可能性を広げ、生きるちからを養うきっかけをつくり、病気を抱える子どもだけでなくその家族の生活の質（QOL）向上を目指す。さらに、健常な子ども、病気を抱える子ども、障がいを持つ子どもを区別することなく、共に交流できるコミュニティを形成することで、子どもたちが健全に育つ社会環境の実現を目指すことを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 病児やその家族への支援事業
- (2) 健常児や病児、障害児を含めたすべての子どもたちの交流事業
- (3) 子どもたちを対象としたキャリア教育事業
- (4) 病児たちが置かれている現状に関する情報発信事業
- (5) その他目的を達するために必要な事業

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て代表理事が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第 3 章 役員及び職員

(種類及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上5人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を代表理事、若干名を副代表理事とする。

(選任等)

第 14 条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき（この法人と代表理事との利益が相反する事項その他事実上又は法律上の原因から代表理事が職務活動をすることができないときを含む。）又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若

しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

## 第4章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き代表理事が招集する。

2 代表理事は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員の表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号、第 52 条及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければな

らない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名した者がこれに当たる。



(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条、第 37 条第 2 項及び第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

## 第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追

加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する次の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係る事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項にかかるものを除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、理事会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第9章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

### 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

代 表 理 事 古 郡 康 聖

副代表理事 白 石 あゆ美

理 事 奥 澤 秀 人

理 事 小 澤 崇

監 事 清 水 宏 敏

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から令和 7 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立初年度の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、設立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、当分の間、徴収しないこととする。

(様式例2)

## 役員名簿

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人シルク・ドゥ・ひみつきち

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	古郡 康聖		無	代表理事
理事	白石 あゆ美		無	副代表理事
理事	奥澤 秀人		無	
理事	小澤 崇		無	
監事	清水 宏敏		無	

(備考)

- 1 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」欄には、各役員について、報酬を受ける者には「有」、受けない者には「無」を記載する。
- 4 「備考」欄には、理事長、副理事長等を記載する。

## 設 立 趣 旨 書

### 1 設立の趣旨

#### ■設立の社会的背景

日本には、難病と向き合っている子どもが25万人以上います。そのうち、心臓や腎臓の病気、小児がん、糖尿病など、治療をしながら生活している子どもは、全国で14万人以上いると言われています。そして、約2万人の子どもが、何らかの医療的ケアを必要としながら自宅で暮らしています。（出典：日本財団「難病・疾患別支援情報」）

彼らは治療のために制限された世界で暮らしています。健常児がすごしている当たり前が、当たり前には経験できていません。さらにケアに追われ疲弊してしまった両親や、ヤングケアラーとして振る舞うようになってしまった兄弟たちもいます。

#### ■設立の目的

私たちは上記課題に対して、現代サーカスを軸とした芸術活動を通して、重い病気に向き合う子どもたちとその家族が、未知の世界を体感することで、こどもたちの可能性を広げ、生きるちからを養うきっかけをつくり、病気を抱える子どもだけでなくその家族の生活の質（QOL）向上を目指しています。難病児とその家族が「あたりまえ」を増やしていけるように芸術の力で問題可決に取り組んでいきます。さらに、健常な子ども、病気を抱える子ども、障がいを持つ子どもを区別することなく、共に交流できるコミュニティを形成することで、子どもたちが健全に育つ社会環境の実現を目指しています。

#### ■活動の理念

私たちは、すべてのこどもに無限大の可能性を届けるために活動していきます。重い病気に向き合う子どもたちは世界からの受ける刺激が極端に減少しています。ケアする家族も巻き込んでやがては社会から孤立してしまいます。そんな現状を芸術やエンターテインメントの持つ力で、ひとときの安らぎだけではなく、永続的な生きるちからを育むきっかけを与えるための活動を行っていきます。

#### ■活動内容

- ①現代サーカスをまるでその場で見ているかのような、没入感のある映像を制作し動画を病院に重い病気で入院している子どもたちとその家族に届ける事業。
- ②ホスピタル・クラウン（クリニックラウン）派遣事業
- ③健常な子ども、病気を抱える子ども、障がいを持つ子どもを区別することなく交流できるコミュニティの形成

#### ④すべての子どもたちへむけたキャリア教育事業

##### ■社会への貢献

難病児たちにいちばん大切なことは、病気の治療であることに間違いはありませんが、病院が行う治療以外のケアに関しては十分であると、言い難い現実があります。私たちは病院がケアしきれない側面をサポートすることで、子どもたちが制限されてしまっているこどもらしく過ごす時間を取り戻し、生きるちからを育みます。精神状態の向上は治療に好影響をもたらすと確信しています。

##### ■まとめ

私たちは以前より任意団体である現代サーカス集団「IGNS DE ORNIS」内のプロジェクト「シルク・ドゥ・ひみつきち」として、活動してきましたが、今後はプロジェクト活動を独立し特定非営利活動法人として組織を拡大し、より多くの子どもたちとその家族に支援を提供することを目指しています。私たちの活動は、適切な組織運営と法令に基づいた情報公開を通じて、社会的な信用を確立し、より多くの人々に対して貢献することが可能です。私たちは、重い病気を抱える子どもたちとその家族に、生きるちからを育み、QOLの向上に寄与することを使命としています。



## 2 設立申請に至るまでの経過

2020年		設立代表者の古郡が事故に合い治療のため入退院を繰り返す（約2年間）自身の入院中の経験と子どもたちの様子を目の当たりにしたことをきっかけに、自分でも何か支援できないかと思い立つ
2021年	4月	海外でアーティストとして活動していた奥澤が帰国し現代サーカス集団「IGNS DE ORNIS」を立ち上げる
2022年	12月	古郡と奥澤が出会い、IGNS DE ORNIS内に病院で入院している子どもたちを支援するためのプロジェクトとして「シルク・ドウ・ひみつきち」が立ち上がる 病院の子どもたちにサーカス動画を届けるべく撮影計画を開始する
2023年	4月	伊香保にてパフォーマンス映像を撮影する
	7月	活動のプロモーション用動画の撮影を行う
	8月	太田市の高山神社にて火災からの復興イベントにて、チャリティ公演を行う 群馬県庁で収録配信したtsulunos fmに出演する
	11月	伊勢崎市にてイベント公演を行う 特定非営利活動法人シルク・ドウ・ひみつきち設立を有志で確認する
2024年	1月	市内の小学校で公演を行う
	3月	特定非営利活動法人シルク・ドウ・ひみつきち設立総会を開催する

令和6年3月25日

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人シルク・ドウ・ひみつきち

設立代表者 住所又は居所

氏名 古郡 康聖

(備考)

特定非営利活動法人を設立するに至った動機、経緯、法人の目的、事業内容等について第三者にもわかるように要旨を記載してください。

(様式例8)

## 令和6年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人シルク・ドゥ・ひみつきち

### 1 事業実施の方針

令和6年度は現代サーカス公演を行い、病児とその家族への支援活動を行う。またInstagramの運営を開始し、当法人の活動を周知徹底に努めるとともに、病児たちを取り巻く問題を知ってもらう活動を行う。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数
病児やその家族への 支援事業	現代サーカス公演	8月	東松山市	10人	病児とその 家族及び地 域住民 500人
病児やその家族への 支援事業	現代サーカス公演	10月	伊勢崎市	10人	病児とその 家族及び地 域住民 200人
病児やその家族への 支援事業	映像ギフトを届ける	12月	全国	10人	病児とその 家族 100人
病児たちが置かれている 現状に関する情報発信事 業	SNS (Instagram) 運営	～3月	全国	3人	一般市民 500人

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2 (2) その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合については記載を要しない。

(様式例8)

## 令和7年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人シルク・ドゥ・ひみつきち

### 1 事業実施の方針

令和7年度は現代サーカス公演を行い、病児とその家族への支援活動を行う。またWebサイトの運営を開始し、当法人の活動を周知徹底に努めるとともに、病児たちを取り巻く問題を知ってもらう活動を行う。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数
病児やその家族への 支援事業	現代サーカス公演	10月	伊勢崎市	10人	病児とその 家族及び地 域住民 200人
病児やその家族への 支援事業	映像ギフトを届ける	12月	全国	10人	病児とその 家族 100人
子どもたちを対象とした キャリア教育事業	小学校で公演とワークショ ップを開催する	8月	未定	10人	群馬県内 小学生 50人
病児たちが置かれている 現状に関する情報発信事 業	Webページの製作	4月～	全国	3人	一般市民 1000人
病児たちが置かれている 現状に関する情報発信事 業	SNS (Instagram) 運営	～3月	全国	3人	一般市民 500人

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2(1)特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2(1)特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2(2)その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあつては記載を要しない。

令和6年度 活動予算書

法人成立の日から2025年3月31日まで

特定非営利活動法人 シルク・ドゥ・ひみつち

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
<b>I 経常収益</b>		
1 受取会費		0
正会員受取会費	0	
2 受取寄附金		100,000
受取寄附金	100,000	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取民間助成金	0	
4 事業収益		800,000
イベント公演事業収益	800,000	
5 その他収益		0
受取利息	0	
雑収益	0	
経常収益計	900,000	900,000
<b>II 経常費用</b>		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
委託費	700,000	
その他経費計	700,000	700,000
事業費計	700,000	700,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	15,000	
旅費交通費	20,000	
減価償却費	0	
支払利息	0	
支払手数料	20,000	
雑費	45,000	
その他経費計	100,000	100,000
管理費計	100,000	100,000
経常費用計	800,000	800,000
当期経常増減額	100,000	100,000
<b>III 経常外収益</b>		
1 固定資産売却益	0	0
経常外収益計	0	0
<b>IV 経常外費用</b>		
1 過年度損益修正損	0	0
経常外費用計		
経理区分振替額		
当期正味財産増減額	100,000	100,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		100,000

令和7年度 活動予算書  
 2025年4月1日から2026年3月31日まで  
 特定非営利活動法人 シルク・ドゥ・ひみつち  
 (単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1 受取会費		0
正会員受取会費	0	
2 受取寄附金		300,000
受取寄附金	300,000	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取民間助成金	0	
4 事業収益		800,000
イベント公演事業収益	800,000	
5 その他収益		0
受取利息	0	
雑収益	0	
経常収益計	1,100,000	1,100,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
委託費	1,000,000	
その他経費計	1,000,000	1,000,000
事業費計	1,000,000	1,000,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	15,000	
旅費交通費	20,000	
減価償却費	0	
支払利息	0	
支払手数料	20,000	
雑費	45,000	
その他経費計	100,000	100,000
管理費計	100,000	100,000
経常費用計	1,100,000	1,100,000
当期経常増減額	0	0
III 経常外収益		
1 固定資産売却益	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損	0	0
経常外費用計		
経理区分振替額		
当期正味財産増減額	0	0
前期繰越正味財産額	0	100,000
次期繰越正味財産額	0	100,000